議案第　４８　号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

平成１２年　３月２２日

三朝町長　吉　田　秀　光

平成１２年３月２２日原案可決
三朝町議会議長 藤井　享

１	財産の種類	コンピュータ（２５台及び周辺機器一式） （地域インターネット導入促進基盤整備工事）
２	納入場所	三朝町役場 三朝町総合文化ホール・交流促進センター 生活文化センター・みささ図書館 その他公共施設（地区公民館、保育園、福祉事業団等）
３	契約の相手方	鳥取市湯所町２丁目２５８ 西日本電信電話株式会社　鳥取支店 支店長　山　崎　達　也
４	契約金額	２６，８３８，０００　円
５	納入期限	平成１２年５月３１日
６	契約締結の方法	指名競争（見積）入札